

こども[★]誰[★]でも
通園制度

乳児等通園支援事業

令和7年度第1回児童福祉審議会

開催日：令和7年8月18日

制度概要

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、0～2歳児を対象に月一定時間までの利用枠の中で、就労要件を問わず柔軟に利用できる制度です。

令和7年度から児童福祉法及び子ども・子育て支援法に「乳児等通園支援事業」として規定され、令和8年度から全国の自治体で実施されます。

利用要件

対象者	0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこども
実施施設	保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園等
利用時間	こども1人あたり月一定時間

※親子での通園が可能。



制度概要

定期利用

利用施設・利用日・時間を固定

利用者

- ・同じ年齢児と関わりが持てる。
- ・利用者の都合に合わせた利用ができない。

保育所等

- ・利用の見通しが立てやすく、職員の配置がしやすい。
- ・保護者との関係も作りやすい。

自由(柔軟)利用

利用日・時間は自由

利用者

- ・こどもの状況や保護者ニーズに合わせて柔軟な利用が可能。
- ・多くのこどもと触れ合うことができる。
- 一方で、慣れるのに時間がかかるこどももいる。

保育所等

- ・利用の見通しが立たず、受入体制(職員配置等)が整えづらい。

一般型 (在園児と合同)

一般型 (専用室独立実施型)

余裕活用型

	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等の定員とかかわりなく、定員設定を自由に行える。 ・専用スペースは設けず、在園児と合同。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等の定員とかかわりなく、定員設定を自由に行える。 ・在園児とは別の専用スペースを設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等において、利用児童が定員に達していない場合に定員の範囲内で受入。 ・基本的に在園児と合同。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもが在園児と関わる機会が多い ・こども誰でも通園制度の職員と保育所等の職員が合同で対応することが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども誰でも通園制度を利用することもに合わせた環境を確保することが可能。 ・専任の職員が対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員の範囲内で受け入れるため、職員の確保が一般型と比べて容易。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもは在園児との関わる機会が多いため、職員は在園児との関係性の配慮や環境になれるための工夫が必要。 ・こども誰でも通園制度を利用するこどもと在園児の利用時間帯が異なることを前提に対応しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもが在園児と関わる機会が少ない。 ・こども誰でも通園制度の職員と保育所等の職員の相互交流がなくなる懸念がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもが在園児と関わる機会が多いため、署員は在園児との関係性への配慮や環境に慣れるための工夫が必要。 ・こども誰でも通園制度を利用するこどもと在園児の利用時間帯が異なる

制度概要(事業実施イメージ)

定期利用



一般型
(在園児と合同)

自由(柔軟)
利用



一般型
(在園児と合同)

定期利用



一般型
(専用室独立実施型)

自由(柔軟)
利用



一般型
(専用室独立実施型)

定期利用



余裕活用型

自由(柔軟)
利用



余裕活用型

上記、いずれかの方法で実施

★ 実施主体

市町村。なお、市町村は適切に本事業を実施できると認めた者に委託等を行うことができます。

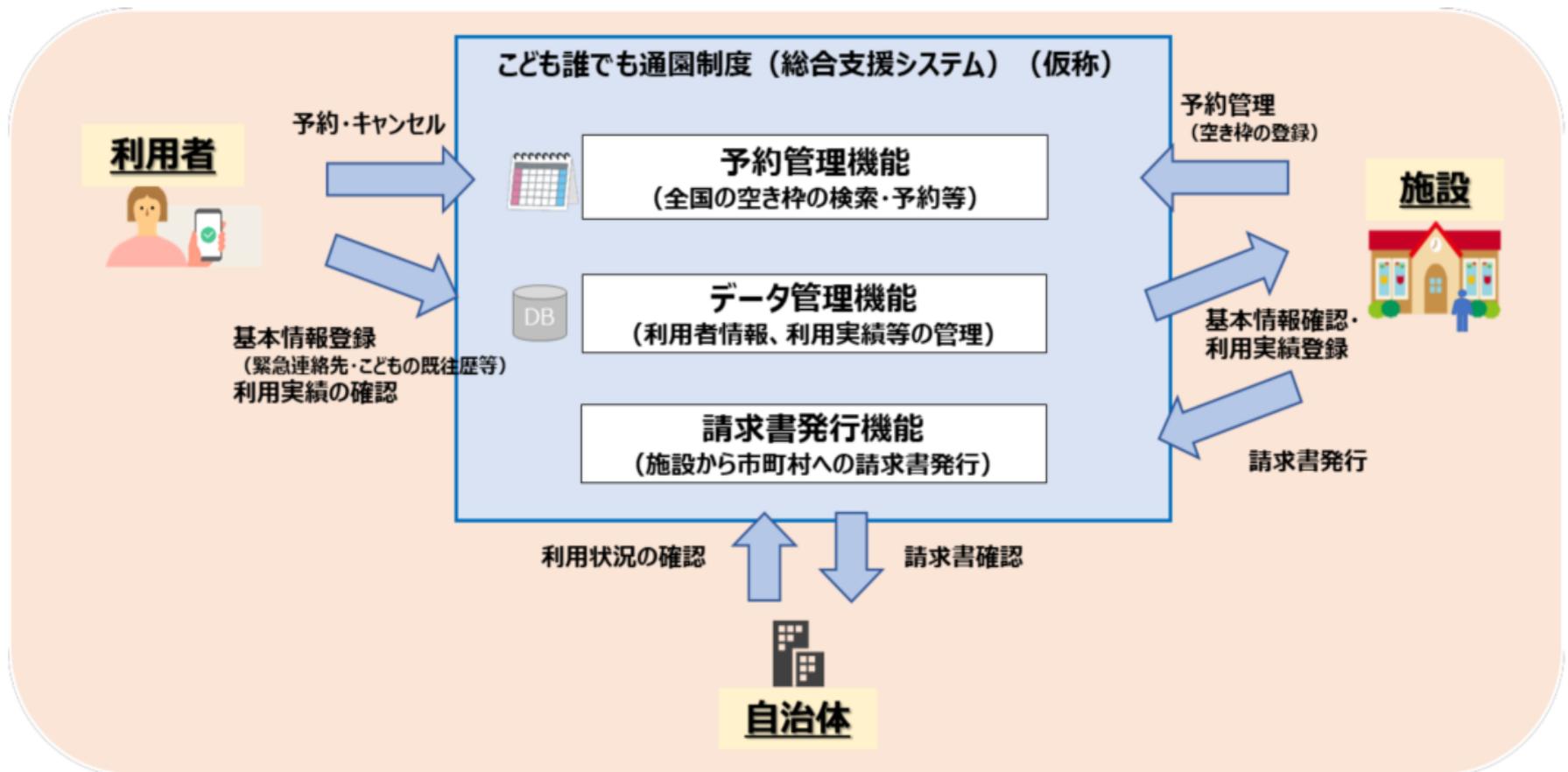
民間事業者が実施する場合は、市町村長の認可が必要であり、条例で定める「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」に適合していることが条件となります。

※条例は令和7年12月定例議会で上程予定。

予約システム

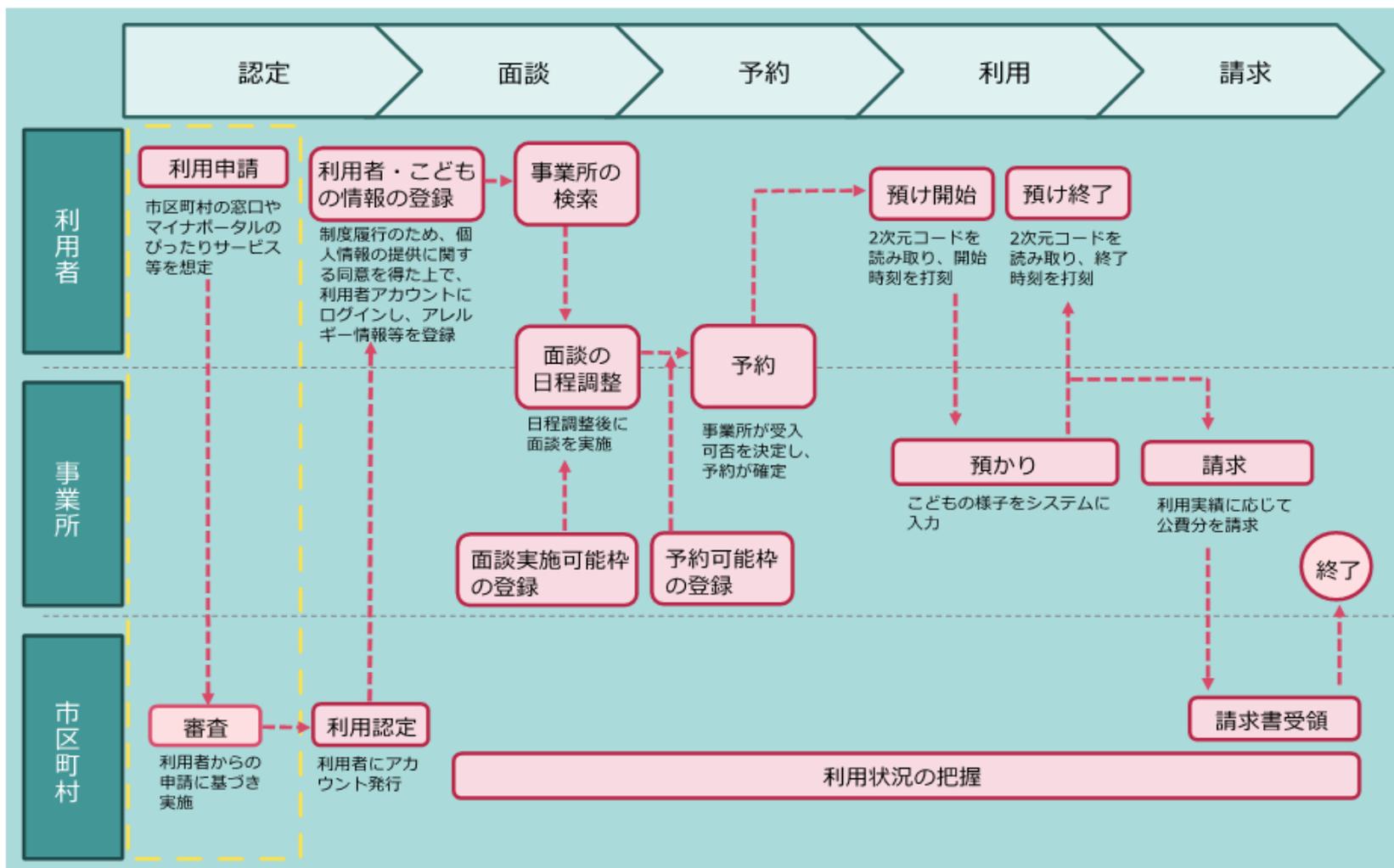
予約システム

こども家庭庁が整備した総合支援システムを導入し、予約を受け付けます。



総合支援システムのイメージと利用手続き

こども誰でも通園制度総合支援システムのイメージ



は、R7の総合支援システム範囲外であるが、次年度以降の機能改修において、実装できるか検討。

記録

こどもの育ちに関する長期的見通しをもった全体計画及び一人ひとりのこどもの実態に応じた個別計画等を作成します。

①こどもの育ちを支援する全体的な計画

こどもの成育歴や家庭における生活状況、本制度の利用頻度・間隔は様々であることから、こども一人ひとりの成長・発達の度合いに応じた見通しと事業所等の方針目標を達成するために、どのようにこどもの育ちを支援するかを示した全体計画の作成。

②個別支援(指導)計画

こどもの実態に合わせた具体的な活動内容や展開に関する計画の作成。

記録

保護者に関する受け止めや支援に関する振り返り、活動内容を確認するための記録とこどもの育ちを支援するための記録を作成します。

①保育日誌（職員間で情報共有）

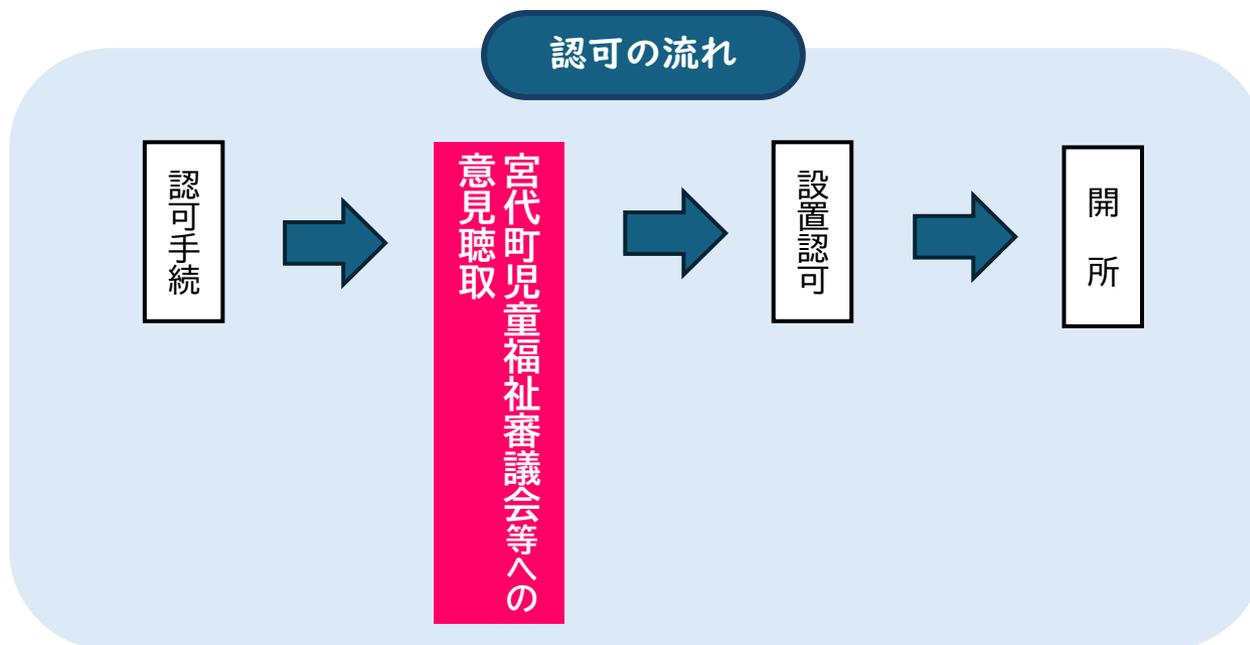
活動やこども、保護者に関するトピック等、職員間で共有すべき事項や通園の間隔が長い中でも、こどもの理解を深め、適切な援助や支援につなげていくための記録。

事業認可の手続き

児童福祉法において、国、都道府県、市町村以外の事業者が乳児等通園支援事業を実施する場合は、条例(※)で定めた基準に基づき、市町村が認可を行うことと規定されています。

また、認可手続きは、**宮代町児童福祉審議会**への意見聴取を経て、設置認可を受けた上で開所となります。
※条例は令和7年12月定例議会で上程予定。

認可手続きには、認可申請書のほか、事業計画書、乳児等通園支援事業の収支予算書、登記事項証明書、定款、建物平面図、貸借対照表、損益計算書、財産目録等の書類を提出していただきます。



一時保育(預かり)事業との関係性(違い)

こども誰でも通園制度は「全てのこどもの育ちを応援する」ことを目的とし、こどもの成長のために「通う」という考え方を基本としています。一方で、一時保育(預かり)事業は保護者のために「預かる」という考え方が基本となっています。

	一時保育(一時預かり事業)	こども誰でも通園制度
位置づけ	自治体の実施主体として実施する事業	乳児等のための支援給付
実施自治体	1296自治体	R8年度からすべての自治体で実施
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳児又は幼児 ・子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備すること ・すべての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援の強化
利用対象者	(宮代町) 利用時に満1歳以上就学前で、健康で集団保育が可能な児童	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳6か月から満3歳未満で、保育所等に通っていないこどもが対象 ・就労要件は問わない。
利用方法	週3日	月一定時間であって、利用可能枠の中で利用
利用時間	(宮代町) 月曜日-金曜日 8:00-17:00 土曜日 8:00-16:30	受け入れられる適切な環境と体制が提供できることを前提に事業者が設定
利用料	(宮代町) 8:30-16:30 2,000円 8:00-16:30 2,400円 8:30-17:00 2,400円 8:00-17:00 2,800円	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児等通園支援事業では、1時間あたり300円実施者が利用者より直接徴収 ・令和8年度は未定
契約・予約方法	(宮代町)町LINEにて、直接契約・予約	事業者と直接契約・予約(総合支援システム活用)

町の現状

0～2歳児の人数 (令和7年4月1日現在)

(単位：人)

	0歳6か月児	1歳児	2歳児	合計
こどもの人数	90	189	192	471
保育所等入所者数	23	94	100	217
未就園児の人数	67	95	92	254

※0歳6か月児の人数は、0歳児の人数の半数

こども計画における量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	21	21	21	21
0歳児	7	7	7	7
1歳児	7	7	7	7
2歳児	7	7	7	7
確保の内容	21	21	21	21
0歳児	7	7	7	7
1歳児	7	7	7	7
2歳児	7	7	7	7

こども[★]誰[★]でも
通園制度

ご清聴ありがとうございました